

改正案	現行
<p data-bbox="271 272 1048 300">国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中長期目標</p> <p data-bbox="875 336 1111 424">平成 28 年 3 月 2 日 農林水産省 財務省</p> <p data-bbox="208 488 353 515">第 1 (略)</p>	<p data-bbox="1202 272 1980 300">国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中長期目標</p> <p data-bbox="1809 336 2045 424">平成 28 年 3 月 2 日 農林水産省 財務省</p> <p data-bbox="1140 488 1751 515">第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p data-bbox="1173 520 1585 547">1 我が国の農業及び農政の動向</p> <p data-bbox="1193 552 2045 914">我が国の農林水産業は、国民に良質な食料を供給するという本質的な役割に加え、基幹産業として地域経済を支え、コミュニティの維持や伝統文化の継承、国土の保全など様々な役割・機能を果たしてきたが、今日、従事者の高齢化・減少が進み、後継者が大幅に不足する等、生産基盤の脆弱化が進む厳しい状況にある。しかし、一方では、我が国の農業は、高品質な農作物を生産する技術、世界に評価される食文化などすばらしい潜在力を有しており、農業生産の現場では 100 ha を超える大規模経営や先端技術を活用した施設園芸に取り組む経営など従来は想定されなかった新たな経営も出現している。また、創意工夫を発揮して 6 次産業化や海外への輸出などに挑戦し、新たな価値の創出と市場の開拓を実現する取組も始まっている。</p> <p data-bbox="1193 919 2045 1161">こうした情勢を背景に、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 26 年 6 月 24 日改訂)が決定された。これは、①国内外の需要の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のためのバリューチェーンの構築、③農地の集約化など生産コスト削減等を通じた生産現場の強化、④農村の多面的機能の維持・発揮の 4 つの柱を軸に政策を再構築したもので、いわゆる「攻めの農林水産業」を目指すものである。</p> <p data-bbox="1193 1166 2045 1377">こうした施策の方向にこれまでの施策の評価を加え、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望の持てる「強い農業」、「美しく活力ある農山漁村」を目指す観点から、新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成 27 年 3 月 31 日)が閣議決定された。また、同時に、同計画の実現を技術開発面から支えるものとして「農林水産研究基本計画」(平成 27 年 3 月 31 日農林水産技術会議決定)が策定された。</p>

## 2 「農林水産研究基本計画」の考え方と農研機構の役割

新たな「農林水産研究基本計画」は、生産現場が直面する問題を速やかに解決するための研究開発を最優先課題に位置付け、分野・品目ごとに具体的な研究開発の目標を定めるとともに、地球温暖化の進行への対応など中長期的な視点で取り組むべき課題について基本的な方向を定めている。また、急速に発展しつつある情報通信技術（以下「ICT」という。）やロボット技術といった異分野の知識・技術等を積極的に導入して、革新的な技術シーズを生み出すとともに、それらの技術シーズを国産農林水産物のバリューチェーンに結びつける新たな産学官連携研究の仕組みを設けることとしている。

このような中で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、今後、研究ポテンシャルをさらに高め、「農林水産研究基本計画」を実現するための中核的な役割を担うとともに、農業・食品産業に関する技術開発を通じて国民生活の質の向上に貢献し、さらには地球規模の課題への対処など世界への貢献も期待されている。

## 3 独立行政法人改革の動き

農研機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所は、農政上の技術的課題に対応し、我が国農業及び食品産業その他の関連産業の発展や国民生活の質の向上に欠くことのできない技術開発を行ってきた。また、独立行政法人種苗管理センターは、新品種開発につながる適正な品種登録のための栽培試験や、優良な種苗の生産流通のための種苗検査及び種苗生産等の業務を行ってきた。

政府の独立行政法人改革の検討が進む中、平成 25 年 12 月に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日）が閣議決定された。その中でこれら 4 法人については統合し、基礎から応用・実用化まで一貫した研究体制を構築することで研究開発成果の最大化を目指すこととされ、統合等を行うための法律「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」（平成 27 年法律第 70 号）が平成 27 年 9 月に成立した。農研機構は独立行政法人改革の趣旨を踏まえ研究開発成果の最大化を目指す必要がある。

具体的には、食料・農業・農村に係る問題を解決するために、農研機構は、効果的・効率的な業務運営の下、研究開発成果の利活用を見据えた基礎的な研究開発から応用・実用化までの研究開発を総合的に推進し、優れた成果を創出するとともに、それらを広く社会に移転する。さらに、普及・活用状況を研究開発にフィードバックし、成果の実用性・完成度を高めることで、研究資源の投入に対し

て最大限の成果を得ることに努める必要がある。一方で、第3期中期目標期間内に不適正な経理処理事案等が発生した事態を重く受け止め、内部統制の強化や職員のコンプライアンス意識の向上に全力で取り組むことが必要である。

#### 4 第4期中長期目標期間における重点事項

農研機構は、「農林水産研究基本計画」を実現するための中核的な研究機関として、農政上の技術的課題に対応する必要がある。また、独立行政法人改革の精神を踏まえ、研究開発成果の最大化を目指す必要がある。このため、平成28年度から始まる第4期中長期目標期間においては次の点を特に重視し業務を行うこととする。

##### (1) 研究開発成果の最大化に向けた研究マネジメント改革

ア 中長期計画やその達成のための研究課題は、農業や食品産業等の現場や政策ニーズを起点とし、具体的成果を見据えて設定する。また、現場で活用される技術の創出を図るため、研究推進における農業者や実需者等の関与を強化する仕組みを構築・運用する。

イ ロボット・ICT、ゲノム育種等の分野を中心に府省、業種等の枠を超えた研究開発と成果の商品化・事業化等に取り組む。また、農林水産省が行う「『知』の集積と活用の場」<sup>1)</sup>の取組と連携し、イノベーション創出を目指す。

ウ 地域農業研究センターを新法人のフロントラインと位置付け、産学官連携機能を強化するとともに、他の研究機関、普及組織、生産者等と連携し、地域の課題に対処する。

エ 海外の研究機関等との連携を強化し、地球規模の様々な研究課題等に対処する。また、農林水産物の輸出に貢献する研究を強化する。

オ 権利化・秘匿化・公知化・標準化、特許等の開放、独占的な実施許諾などの選択肢を視野に入れ、最も適切な方法を採用し、研究開発成果の事業化を推進する。

##### (2) 成長産業化を目指す農政の方向に即した研究開発の推進

ア 農業・農村の所得増大等に向けて、生産現場等が直面する問題を速やかに解決するための研究開発を最優先の研究課題と位置付け推進する。中長期的な戦略の下で着実に推進すべき研究開発についても計画的かつ体系的に展開する。

イ 重点化する研究課題ごとに、研究開発成果の移転に向けた研究等（現地実証試験等）を行い、迅速な普及・実用化を目指す。

##### (3) 国立研究開発法人の再編・ガバナンス強化への対応

第2 (略)

第3 (略)

ア 法人統合を契機に、基礎から応用・実用化まで一貫した研究を効果的・効率的に推進する体制を構築する。また、つくば地区等の管理業務、ほ場業務等について可能なもの一元化等を進める  
イ 理事長のリーダーシップの下、役員による迅速・的確な意思決定を行う。また、リスク管理、コンプライアンス推進体制の強化等を行う。

第2 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

以下の9業務を、それぞれ一定の事業等のまとまり（セグメントまたは勘定）として推進し、評価を行う。

- ①企画・連携推進業務（本部等業務）〔1～8〕
- ②農業研究業務Ⅰ「生産現場の強化・経営力の強化」〔9及び別添1の1〕
- ③農業研究業務Ⅱ「強い農業の実現と新産業の創出」〔9及び別添1の2〕
- ④農業研究業務Ⅲ「農産物・食品の高付加価値化と安全・信頼の確保」〔9及び別添1の3〕
- ⑤農業研究業務Ⅳ「環境問題の解決・地域資源の活用」〔9及び別添1の4〕
- ⑥種苗管理業務〔10〕
- ⑦農業機械化促進業務〔11〕
- ⑧生物系特定産業技術に関する基礎的研究業務〔12〕
- ⑨民間研究に係る特例業務〔13〕

（注）上記の〔 〕内は各業務に関連する第3の項目の番号を示す。

<企画・連携推進業務>

1 ニーズに直結した研究の推進とPDCAサイクル2)の強化

(1) ニーズに直結した研究の戦略的展開

中長期計画やその達成のための研究課題の設定に当たっては、農業や食品産業等の現場や政策ニーズを起点とし、具体的成果につながるようバックキャストアプローチ3)を行う。また、研究課題の進捗管理のため、法人一体として工程表を作成し、その活用を図る。研究課題の評価は外部有識者等を活用し、成果のユーザーの意見も踏まえ、自ら厳格に実施する。評価結果に基づく「選択と集中」を徹底し、研究の進捗状況、社会情勢の変化、ユーザーの意見等に

じ機動的に研究課題の見直しを行うとともに、社会実装の可能性が低下した研究課題は変更や中止を行う。

農業や食品産業等の現場で活用される技術の創出を図るため、研究推進における農業者や実需者、普及組織等の関与を強化する仕組みを構築・運用する。また、現場ニーズに係る情報を定期的に収集し、機動的に課題化する体制を構築する。さらに、民間企業を含む国内外の研究開発情報を積極的に収集し、研究管理に活用する。

## (2) 法人一体の評価と資源配分

農研機構がその役割を遂行するに当たり、限られた予算、人員等を法人全体で有効に活用し、最大限の成果を得ることが重要である。このため、法人全体を俯瞰して厳格な評価を行い、予算・人員等の資源を的確に配分するシステムを構築・運用するなど PDCA サイクルを強化し運用する。なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。

また、高度分析機器等の相互利用など運営費交付金を効果的に活用するとともに、中長期目標に即した研究開発の一層の推進を図るため、外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用を努める。

主務大臣による評価結果等については確実に業務運営に反映させる。

## 2 異分野融合・産学官連携によるイノベーション創出

### (1) 異分野融合研究(4)の強化

既存の研究分野の枠を超えた共同研究や、その研究開発成果の商品化・事業化に取り組む事業者等との連携により、革新的な技術シーズを生み出すとともに、新たな市場を切り拓く「イノベーション」の創出が期待されている。このため、特に、我が国の産業の強みであるロボット技術や ICT、最近目覚ましい発展を遂げている分子生物学やゲノム工学技術等の分野を中心に、府省、研究分野、業種等の枠を超えた研究開発と成果の商品化・事業化等に、従来以上のスピード感を持って取り組む。なお、農業のスマート化(5)等に伴って集積するビッグデータ(6)に関しては、その有効活用を図るとともに適切な取扱いに留意する。

また、農林水産省が行う「『知』の集積と活用の場」を積極的に活用し、開発技術の普及促進・技術移転等を進める。

### (2) 産学官連携の戦略的推進

外部の知識・技術等を積極的に活用し、それらと農研機構の技術を組み合わせる上で革新的な技術を生み出すとともに、開発した技

術の移転・普及を促進するため、民間企業など外部機関と積極的に交流を図り、産学官連携の取組を推進する。これにより、農研機構が中核となって、他の研究機関の勢力や英知を結集し、我が国の農業研究を牽引する。その際、法人として戦略的に産学官連携を推進する仕組みを整備し、ニーズ指向の研究、マーケットインの発想による研究を推進する。また、資金提供型共同研究<sup>7)</sup>など民間企業からの研究資金の拡大に向けた努力を行う。それらの取組を通じて、農研機構の各内部研究組織<sup>8)</sup>で開発された有望な研究開発成果が全国各地域で活用されるよう進める。

### 3 地域農業研究<sup>9)</sup>のハブ機能<sup>10)</sup>の強化

農研機構の地域農業研究センター等がこれまでに実施してきた研究と生産・流通・加工・消費の関係者との連携活動は一定の成果をあげており、特に、近年、全国の多数の地区で実施され始めた実証事業は研究と現場の連携構築や技術移転に効果が認められる。しかしながら、現在もなお、生産現場等に十分な研究情報が届いているとは言えず、研究と現場の連携体制の構築は必ずしも容易ではない。一方で、実証事業等、新たに増加した業務による研究者等の負担は増加している。

このため、各地域農業研究センターの研究体制を整備するとともに、研究情報を発信し、地域に存する産学連携支援機関との連携にも配慮しながら産学官連携の取組を強化する。これにより、地域農業研究センターが、地方自治体、地域の研究機関、普及組織、生産者、流通・加工業者など実需者、民間企業等を結ぶハブとして、温暖化適応研究や機械開発など、地域の研究ニーズを収集し、地域農業が抱える問題解決に果敢に対応するとともに、農研機構の研究開発成果の技術移転と現地適応度を高めるための普及組織等と連携したフィードバック研究<sup>11)</sup>を推進する。その際には、個別の課題ごとに目的を明確化し、必要な機関・民間企業等で戦略的な取組を行うことに留意する。また、地域農業研究センターが多様な課題に対応できるよう、本部やつくば地区をはじめとした専門研究組織等との連絡と協力の体制を整備する。

また、地域農業研究センターに加え、つくば地区をはじめとした専門研究組織においても、公設試験研究機関（以下「公設試」という。）と連携を強化するなどにより、都道府県における地方創生の取組を支援する。

### 4 世界を視野に入れた研究推進の強化

世界的な人口増加や気候変動問題、国境を越えた家畜伝染病のまん延等、今日、地球規模の様々な問題が深刻化する中で、農業研究

においても国際的な協調・連携の下で推進すべき研究課題が増えつつある。また、高品質な我が国の農産物の輸出や関連産業のグローバル展開の促進を技術面でサポートすることも重要性を増している。

このような状況を踏まえ、国際的な研究ネットワークに積極的に参画するとともに、海外機関、国際機関等と積極的に連携し、研究開発の効果的・効率的な推進、地球規模の課題に対する国際貢献等を行うとともに、国際水準の研究開発成果の創出により農研機構の国際的プレゼンスの向上を図る。

また、農林水産物の国別・品目別輸出戦略や農林水産省が主導するグローバル・フードバリューチェーン戦略 12) (平成 26 年 6 月 6 日グローバル・フードバリューチェーン戦略検討会策定) に貢献する研究や調査など我が国農業の海外展開に資する研究開発を積極的に推進するとともに、農研機構がこれまでに開発した技術の移転に取り組む。さらに、農業機械の安全性や環境性能、作業機との通信規格など国際標準化の動きに対し、行政や関係団体・機関等と密接に連携しながら適切に対応する。

こうした取組を行う際、開発途上国・地域等に関する対処等を効率的に行うため、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(以下「JIRCAS」という。)との協力関係を技術シーズや人材活用面を含め強化する。

## 5 知的財産マネジメントの戦略的推進

### (1) 知的財産マネジメントに関する基本方針の策定

「農林水産省知的財産戦略 2020」(平成 27 年 5 月 28 日農林水産省策定)及び「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成 28 年 2 月 23 日農林水産技術会議決定)等を踏まえ、農研機構における知的財産マネジメントに関する基本方針を策定する。

### (2) 知的財産マネジメントによる研究開発成果の社会実装の促進

研究開発成果を農業や食品産業等の現場での活用に結びつけ迅速に社会実装していくため、商品化・事業化等に有効な知的財産の取扱方針を描いた上で、研究開発の企画・立案段階から終了後の成果の普及までの一連の過程において、以下のとおり戦略的な知的財産マネジメントに取り組む。

ア 発明時における権利化・秘匿化・公知化・標準化や、権利化後の特許等の開放あるいは独占的な実施許諾等の多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会実装を加速化する観点から最も適切な方法を採用する。

イ 知的財産の組み合わせによる成果技術の保護強化、知的財産権の群管理等の取組を推進する。また、農研機構の特徴ある品種や

高度な生産技術を用いた農産物・食品について、国内外でブランド力など強みを発揮するため、育成者権、商標権などの知的財産権を戦略的に活用する。

## 6 研究開発成果の社会実装の強化

### (1) 研究開発成果の公表

研究開発成果については、成果情報、学術雑誌等への論文掲載等により積極的に公表する。その際には、権利化の可能性、秘匿化の必要性等を十分検討する。

### (2) 技術移転活動の推進

第3期中期目標期間までに得られた研究開発成果を含め、有望な研究開発成果について、ユーザーが使いやすい形や国民が理解しやすい形での紹介を行う。また、研究後半の段階では、農家ほ場等で実証試験などを行い、研究成果の現場適用の可能性を見極めるとともに技術移転を進める。

農研機構として、農業、食品産業その他の関連産業や国民生活の質の向上への貢献の観点から特に普及が期待される重要な研究開発成果を、行政側とも連携しつつ選定し、重点的に技術移転活動を行う。その際は、必要に応じ、都道府県の普及組織との役割分担を行った上で、農研機構及び研究者自らが、生産者、実需者、民間企業等への技術移転活動を行う。

### (3) 規制対応研究の一体的実施

研究開発成果の円滑な社会実装を図るためには、研究開発から産業化・普及までの全体を俯瞰して、それぞれの過程で生じるであろう課題に体系的・計画的に対応するアプローチが必要となる。しかしながら、これまでは研究開発成果を得ることのみに力が注がれ、それら研究開発成果を産業化・実用化するために求められる各種規制への対応の視点や取組が弱く、結果としてそれら規制の壁に阻まれ、研究開発成果を円滑に社会実装できない事例が存在した。

このため、研究開発成果の商品化・事業化までの道行きを見通した上で、食品安全規制、農薬・肥飼料・動物医薬品等の生産資材規制、労働安全規制、生物多様性影響等に関する各種規制が適用される可能性を事前に分析し、その対処方法も含めて研究開発と規制対応研究とを一体的に実施する。

### (4) 広報活動の推進

我が国最大の農業・食品産業研究機関として、我が国の農業・食品産業の発展に資する研究情報や成果を、マスメディアやウェブサ

イト等を活用して、ユーザーが使いやすい形での確に発信する。また、信頼できる機関として国民に広く認知されるよう、広報活動のあり方を的確に見直す。

(5) 国民との双方向コミュニケーション 13)

農研機構及び研究者自らが、シンポジウムやイベント、学校教育や市民講座に参加すること等により、国民との継続的な双方向コミュニケーションを進める。これにより、研究開発のニーズ、研究開発に対する期待や不安、懸念等の声を把握し、研究にフィードバックして、真に国民生活の向上に役立つ研究開発成果の獲得を目指す。併せて、農業研究や農研機構の研究開発成果への理解を促進する。

特に、農産物・食品の安全性や遺伝子組換え技術等の先端技術を応用した品種開発等に当たっては、科学的かつ客観的な情報を研究開発段階から継続的に発信し、双方向コミュニケーション活動の充実を図る。

(6) 研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表

農業研究の成果が社会に広く普及し大きな波及効果を及ぼすには、通常長い年月を要する。このため、過去の研究開発成果の社会への貢献についてできるだけ定量的に実績を把握し、その結果を公表するとともに、社会に貢献する研究開発成果の創出を常に強く意識して業務を進める。

7 行政部局との連携強化

農林水産省の行政部局と研究計画段階から密接に連携し、食品安全、動植物検疫に係るレギュラトリーサイエンス 14) に属する研究など行政部局のニーズを十分に理解して業務を進めるとともに、行政ニーズに迅速かつ機動的に対応し、業務を着実に実施する。また、緊急時対応を含め連携会議、国内外への専門家派遣に対応するとともに、行政部局との協働によるシンポジウム開催等を行う。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等に基づく初動時の対応、二次災害防止等の技術支援を行うほか、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づく農産物・食品の安全及び消費者の信頼確保に向けての技術支援、人獣共通感染症、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）等に規定される監視伝染病等に対する防除技術支援等により行政に貢献する。

8 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献

農研機構の高い専門知識、技術等が必要とされる分析及び鑑定、講習及び研修の開催、外部機関からの研修生の受入れ、国際機関や

<研究・種苗管理等業務>

9・10 (略)

11 農業機械化の促進に関する業務の推進

(1) 業務推進の基本方針

「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産研究基本計画」等に即して生産現場が直面する問題の速やかな解決、生産流通システムの革新による大幅な生産性の向上及び新たな価値の創出等に資するため、ロボット技術、ICT等の先端技術の活用を一層図りつつ、農業機械に関する試験研究及び実用化、安全性検査等の業務を総合的かつ効率的に実施する。

併せて、農作業の安全に資する情報収集・分析、それを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化並びに農業用ロボットの性能や安全性確保に関する評価手法の確立を図る。

また、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)に基づき、農業機械等の開発について、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた開発の目標を設定するとともに、大学及び民間事業者等と連携を図る。

(2) 研究の推進方向

ア 農業機械等の試験研究の推進

農業者の減少や高齢化等による労働力不足が深刻な問題となっている中、若者・女性等多様な人材が活躍できる環境を整え、担い手農業者のニーズに応えるためには、省力化・低コスト化に資するロボットやICT等の新技術の導入、未機械化分野への対応及び機械部品の共通化・標準化、より安全な機械の開発などを一層進めていく必要がある。こうした課題に対応するため、農業機械等の試験研究及び実用化とこれに資する基礎・基盤的研究を重点的かつ計画的に実施する。これらのことを実現するため、別添1の1(2)に示した研究を農業研究業務の研究開発と協力分担して進める。

なお、研究の推進に当たっては、研究のステージに応じて研究評価(生産現場への普及性の観点を含む)を適切に実施し、研究の実施に反映させるとともに、その評価結果及び研究開発成果については、できるだけ定量的手法を用いて国民に分かりやすい形で情報提供を行う。

学会への専門家の派遣等の協力、家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布、外部精度管理用試料の配布及び解析等を行う。

<研究・種苗管理等業務>

9・10 (略)

11 農業機械化の促進に関する業務の推進

(1) 業務推進の基本方針

「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産研究基本計画」等に即して生産現場が直面する問題の速やかな解決、生産流通システムの革新による大幅な生産性の向上及び新たな価値の創出等に資するため、ロボット技術、ICT等の先端技術の活用を一層図りつつ、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づく、農業機械に関する試験研究、検査・鑑定等の業務を総合的かつ効率的に実施する。

併せて、農作業の安全に資する情報収集・分析、それを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化並びに農業用ロボットの性能や安全性確保に関する評価手法の確立を図る。

(2) 研究の推進方向

ア 高性能農業機械等の試験研究の推進

農業機械化促進法に基づく「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に即して、同法第2条第5項に規定する高性能農業機械等の試験研究とこれに資する基礎・基盤的研究を重点的かつ計画的に実施する。これらのことを実現するため、別添1の1(2)に示した研究を農業研究業務の研究開発と協力分担して進める。

なお、研究の推進に当たっては、研究のステージに応じて研究評価(生産現場への普及性の観点を含む)を適切に実施し、研究の実施に反映させるとともに、その評価結果及び研究開発成果については、できるだけ定量的手法を用いて国民に分かりやすい形で情報提供を行う。

イ 行政ニーズへの機動的対応

期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。

ウ 地域での農業機械開発への研究支援

イ 行政ニーズへの機動的対応

期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。

ウ 地域での農業機械開発への研究支援

都道府県（農業試験場、普及組織等を含む。）、商工関係者、担い手、メーカー、関係省庁など、関係者が参画した機械の開発・改良の取組に対して、農業研究業務を行う地域農業研究センターなどと協力分担して研究支援する。

(3) 効率的・効果的な研究開発を進めるための配慮事項

農業機械等の試験研究及び実用化を効率的・効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。

研究課題の選定・実施に当たっては、生産現場のニーズに的確に対応するため、各地域農業研究センター、行政部局、大学、担い手、農業者、民間事業者、研究機関等から現場ニーズに係る情報を定期的に収集し、機動的に課題化する体制を構築するとともに、農業研究業務における作業技術、情報技術、農業経営など関連する研究分野との連携を強化する。

また、スマート農業（ロボット技術や ICT を活用した超省力生産及び高品質生産を実現する新たな農業）の実現に向けて、ロボット技術、ICT 等の異分野の技術を活用した先進的・革新的な機械の開発、通信規格の標準化等の研究に異分野の研究機関等との連携も図りながら積極的に取り組む。このほか、電動化など将来的に必要なものの未確立の基盤技術については、大学、異分野の研究機関等と連携協力して研究に取り組む。

実用化に当たっては、担い手農業者、行政部局等と連携しながら、迅速な普及が可能となるよう、情報収集及び提供、製造業者ごとに異なる部品の共通化及び汎用化等が促進される体制の構築に取り組む。

なお、農業政策上で緊急的に措置が必要な課題については、迅速かつ柔軟に人的・経済的資源を投入し、優先的に取り組む。

(4) 農業機械の安全性検査等

ア 農業機械の開発・改良の促進や農作業の安全性の確保、環境保全に資するため、リスクアセスメントの考え方、安全性検査等の実施結果等を踏まえて、安全性検査等内容の充実を図る。

なお、環境保全の観点からは、農業機械の省エネルギー化や排出ガスなどの低減に向けて積極的な対応を行う。

イ 申請者の利便性の向上に資するため、より効率的な検査の実施、事務処理の合理化等により、成績書の早期提出に努める。

都道府県（農業試験場、普及組織等を含む。）、商工関係者、担い手、メーカー、関係省庁など、関係者が参画した機械の開発・改良の取組に対して、農業研究業務を行う地域農業研究センターなどと協力分担して研究支援する。

(3) 効率的・効果的な研究開発を進めるための配慮事項

高性能農業機械等の試験研究を効率的・効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。

研究課題の選定・実施に当たっては、生産現場のニーズに的確に対応するため、各地域農業研究センター、行政部局等から現場ニーズに係る情報を定期的に収集し、機動的に課題化する体制を構築するとともに、農業研究業務における作業技術、情報技術、農業経営など関連する研究分野との連携を強化する。

また、スマート農業（ロボット技術や ICT を活用した超省力生産及び高品質生産を実現する新たな農業）の実現に向けて、ロボット技術、ICT 等の異分野の技術を活用した先進的・革新的な機械の開発、通信規格の標準化等の研究に異分野の研究機関等との連携も図りながら積極的に取り組む。このほか、電動化など将来的に必要なものの未確立の基盤技術については、大学、異分野の研究機関等と連携協力して研究に取り組む。

なお、農業政策上で緊急的に措置が必要な課題については、迅速かつ柔軟に人的・経済的資源を投入し、優先的に取り組む。

(4) 農業機械の検査・鑑定

ア 農業機械の開発・改良の促進や農作業の安全性の確保、環境保全に資するため、リスクアセスメントの考え方、検査・鑑定の実施結果等を踏まえて、検査・鑑定内容の充実を図る。

なお、環境保全の観点からは、農業機械の省エネルギー化や排出ガスなどの低減に向けて積極的な対応を行う。

イ 申請者の利便性の向上に資するため、より効率的な検査の実施、事務処理の合理化等により、成績書の早期提出に努める。

ウ このほか、農業機械の検査・鑑定の結果については、継続的に

ウ このほか、農業機械の安全性検査等の結果については、継続的にデータベースの充実を図るとともに、インターネット等を通じて幅広く情報提供を行う。また、農作業事故は高齢者に多いことを考慮に入れ、農作業事故防止のための安全な農業機械の普及促進や農作業安全対策の啓発に取り組む。

エ 今後我が国の農業機械等の国際展開が進む中で、我が国の農業機械が有する高い作業性能、安全性能、環境性能等のグローバルスタンダード化を促進する観点から、農業機械メーカー、その団体等の協力を得て、OECD トラクターテストコード 17) など農業機械に係る国際標準の設定等に関する議論に積極的に関与する。

(5) (略)

12・13 (略)

第4～第6 (略)

データベースの充実を図るとともに、インターネット等を通じて幅広く情報提供を行う。また、農作業事故は高齢者に多いことを考慮に入れ、農作業事故防止のための安全な農業機械の普及促進や農作業安全対策の啓発に取り組む。

エ 今後我が国の農業機械等の国際展開が進む中で、我が国の農業機械が有する高い作業性能、安全性能、環境性能等のグローバルスタンダード化を促進する観点から、農業機械メーカー、その団体等の協力を得て、OECD トラクターテストコード 17) など農業機械に係る国際標準の設定等に関する議論に積極的に関与する。

(5) 農作業の安全に資する情報収集・分析とそれを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化

農作業の安全確保を進めるためには、農業機械・装置の安全性の一層の向上を図ることが必要である。高齢農業者、新規就農者の安全確保はもとより、農業経営の急速な規模拡大により、農業機械の大型化、高性能化及び中古農業機械の利用が進む中で、中核的な担い手や雇用労働者の安全確保にも留意していく必要がある。

このため、行政部局、関係業界、労働安全分野の専門家等との連携の下、農作業事故の実態をよりの確に把握・分析する体制を設け、その分析情報について、農業機械の安全設計や安全利用に資するよう、農業機械メーカーや生産現場へフィードバックする。また、分析情報を基に、メーカーによる改善に向けたリスクアセスメントの実施を促すとともに、新たな機械開発に向けて、民間企業へのリスクアセスメントの助言指導などを行うほか、安全性向上に向けたメーカー等での取組情報等を把握・共有し、事故分析や啓発活動に活かしていく。加えて、事故分析結果については、農作業の安全の向上、健康障害の防止及び作業負担の軽減に資する農業機械・装置の開発、機械・装置の安全性や取扱いの利便性の向上に係る計測・評価試験手法の高度化のほか、優れた安全性能を有する機種をより評価する仕組みづくりに活かしていく。

12・13 (略)

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化と経費の削減

(1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

## (2) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

特に、短期間で納入が必要な研究開発用物品について、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の検討・導入を進める。

また、JIRCAS など他の独立行政法人との共同調達などの連携に積極的に取り組み、一層の効率化を図る。

## 2 統合による相乗効果の発揮

### (1) 組織・業務の再編

法人統合を踏まえ、人材、研究資金等の資源を法人全体として有効に活用することにより、相乗効果を最大限に発揮することが重要である。このため、従来の組織の枠組みにとらわれずゼロベースで組織の見直しを行い新たな組織体制を構築する。特に、つくば地区について、基礎から応用・実用化までの一貫した研究体制により研究成果の創出・社会実装の加速化を図るため、研究推進組織を再編する。また、研究の進捗に応じ、機動的に研究推進体制を見直し研究者を配置できる仕組みを構築する。

業務についても見直しを行うとともに、効率化のため法人内の業務システムの整備を進める。特に、つくば地区において、管理業務やほ場業務等について可能なもの一元化等を進める。また、テレビ会議システムや ICT を活用した業務効率化を図る。

### (2) 研究拠点・研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画）

限られた予算・人員を有効に活用し長期的に研究開発成果の最大化を図るためには、将来の研究の重点化方向に対応するとともに、省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、老朽化施設の安全の確保等を図る観点から、法人全体として、研究拠点・研究施設・設備を最適化することが重要である。このため、法人統合を踏まえたつくば地区の再編、地域の近接する研究拠点や小規模な研究拠点等の再編・見直しを進める。これらに関しては、中長期計画に具体的な方向を明記し、可能なものは第 4 期中長期目標期間内に、必要に応じ第 5 期中長期目標期間にわたって実施を図る。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 収支の均衡

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

### 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び1に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまりごとにセグメント情報の開示に努める。

### 3 自己収入の確保

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、適切な対応を行う。

### 4 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

### 5 繰越欠損金の着実な縮減

民間研究に係る特例業務について、繰越欠損金解消計画を定め、本目標第3の13（1）及び（2）で定めた対策を講じながら、当該計画を適切に見直すなど、繰越欠損金の着実な縮減を図る。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 ガバナンスの強化

#### （1）内部統制システムの構築

法人統合を踏まえ、農研機構の役割を効果的・効率的に果たすた

め、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき内部統制の仕組みを高度化し運用する。

その際、理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ的確な意志決定を行う。また、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統を明確化する。

特に、研究活動における不適正行為に関しては、第 3 期中期目標期間内に生じた不適正な経理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスクの把握と管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。

#### (2) コンプライアンスの推進

農研機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえ対策を推進する。

#### (3) 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

#### (4) 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

また、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。

#### (5) 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。

## 2 研究を支える人材の確保・育成

(1) 人材育成プログラムの策定と実施

優れた研究者を確保・育成するとともに、研究の企画や評価、研究業務の支援や技術移転、組織運営など様々な分野の人材を確保・育成するため、農研機構の人材育成プログラムを策定し、それに基づく取組を実施する。

その際、優れた研究管理者を養成する観点を重視する。また、計画的な養成が期待される、研究業務の支援、技術移転活動等を行う人材を育成するためのキャリアパス 20) を構築する。

また、行政部局、公設試等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上を図る。

(2) 人事に関する計画

期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

その際には、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。特に、異分野融合研究等における他機関の技術シーズの活用や、産学官連携活動における先進的ノウハウの活用などによる農研機構の業務高度化のため、クロスアポイントメント制度 21) 等も利用して積極的な人事交流を行う。

優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。また、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等を踏まえ、優秀な人材の確保に加え、研究活動の国際化等に資するという観点から、外国人研究者の積極的な採用に取り組む。

(3) 人事評価制度の改善

法人統合を踏まえ、公正かつ透明性の高い職員の業績及び能力評価システムを構築・運用する。その際、研究職員の評価は、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、研究開発成果が社会に及ぼす影響、現場ニーズの把握や技術移転活動への貢献、研究活動における不適正行為の有無等を十分勘案したものとす。

人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から適切に処遇等に反映する。

(4) 報酬・給与制度の改善

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。

また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透

【別添 1】 研究開発の重点化方向と成果の社会実装

(略)

明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。

- 3 主務省令で定める業務運営に関する事項  
積立金の処分に関する事項については、中長期計画に定める。  
また、施設及び設備に関する計画については第4の2(2)、職員  
の人事に関する計画については第6の2(2)に即して定める。

【別添 1】 研究開発の重点化方向と成果の社会実装

平成 32 年度末までに以下の研究開発等を行う。

1 生産現場の強化・経営力の強化

<生産現場等が直面する問題を速やかに解決するための研究開発>

- (1) 農業・農村の所得増大に向けて、地域が目指すべき営農システムの  
の実現に向けた技術体系の確立

水田作については、担い手への農地集積など経営環境が変化する  
中で、担い手自らが市場動向や地域の立地条件を踏まえて、収益向  
上を目指して生産性の高い安定的な営農体系を確立できる技術開発  
が課題となっている。中山間地域に関しては、経営規模が小さく担  
い手の減少・高齢化が著しい状況の中でも高収益を得ることを可能  
にする技術開発が求められている。北海道の畑作・酪農地帯につい  
ては高齢化等により離農する農家が増えることが見込まれており、  
担い手が従来 of 家族経営を基本とした枠を超えて経営規模拡大を図  
ることを可能とする技術体系を確立する必要がある。九州・沖縄地  
域の畑作・畜産地帯については、当該地域の環境条件や担い手の高  
齢化の進行等の制約の下でも収益性の高い営農を可能にする必要が  
ある。

このため、水田作においては、生産コストの低減や収益性の向上  
を目指し、新品種の評価・利用技術の開発を行うとともに、水田転  
換畑における排水対策等の低コスト化とムギ類及びダイズの収量向  
上、家畜ふん堆肥等の投入による地力維持を可能とする新たな水田  
輪作体系及び野菜等を組み込んだ水田輪作体系を確立する【重要度  
：高】※1。また、コムギで 500kg/10a、ダイズで 250kg/10a の単収  
を目指し、農業者等が自らコムギ及びダイズの高位安定生産を阻害  
する要因を容易に診断し対策を講じることを可能にする技術を開発  
する。さらに、水田を活用したトウモロコシ・飼料用米等国産飼料  
の省力・低コスト生産及び大家畜への利用技術の開発を行う。中山  
間地域における高収益営農のためには、高品質な有機野菜や薬用作

物等の高付加価値の作目や地域作物を組み合わせた水田複合経営を可能とする技術の開発を行う。北海道においては、テンサイの多収直播栽培技術や栄養価の高い飼料用トウモロコシ子実を生産・利用する技術等の開発を行い、大規模畑作経営体やコントラクター 22) 等が省力的で安定して高品質な産物を生産可能な技術体系を確立するとともに、酪農経営を省力化・効率化できる技術体系を確立する。九州・沖縄地域については、カンショを中心とした高収益な機械化輪作体系及び地域飼料資源を活用した耕畜連携システムを確立するとともに、肉用牛経営の収益性を向上させる技術体系を確立する。上記の輪作体系や技術体系の確立に当たっては、併せて営農モデルの策定・検証を進め、その経営的な効果について明らかにする。

さらに、生産者・普及組織等と連携した現地実証試験を各地で実施し、地域条件に即した収益性の高い営農システムとして確立し、速やかな普及に向けた体制を整備する。また、技術内容及び経営的效果についてまとめた農業者及び農業指導者向けの分かりやすいマニュアル等を作成し、速やかに生産現場への普及を図る。

<生産流通システムを革新し、大幅なコスト削減を実現するための研究開発>

## (2) 農業のスマート化を実現するための革新工学技術の開発

今後、農業従事者の減少・高齢化と担い手への農地集積が一層見込まれる中で、長年の経験や勘に頼らなくとも新規就農者など誰もが高品質な農産物を生産できる取り組みやすい農業や、農作業の超省力化によりこれまでの規模拡大の限界を突破する大規模経営の実現、さらに、中山間地域における地域資源や生産基盤を維持するため、革新的な農業生産システムの確立に向けた研究開発の推進が重要な課題となっている。また「ロボット革命実現会議」で取りまとめられた「ロボット新戦略」(平成 27 年 1 月 23 日ロボット革命実現会議策定)においても、2020 年までに農業のスマート化に向けた自動走行トラクターの現場実装や農業・食品産業分野において省力化などに貢献する新たなロボット 20 機種以上の導入を行うことが目標として設定されており、この実現に向けた研究開発の推進が求められている。加えて、高水準で推移する農作業死亡事故への対応など農作業安全に資する調査・研究や、省エネルギー化、低炭素化等に対応する環境負荷低減技術の開発も求められている。

このため、ロボット技術、ICT 等を積極的に活用し、複数の農業機械が協調しながら作業する技術、多数のほ場における農作業を効率化するための営農管理技術、ほ場ごとの生育情報など農業ビッグ

(3) (略)

2 強い農業の実現と新産業の創出 (略)

3 農産物・食品の高付加価値化と安全・信頼の確保 (略)

4 環境問題の解決・地域資源の活用

<農業の持続化・安定化を図るとともに、地球規模の食料・環境問題に対処する研究開発>

(10) (略)

(11) 農村の多面的機能を最大限に発揮させ、生産基盤を効率的・省力的に整備・利用・管理する技術の開発

農業・農村では、農業就業者と集落人口の減少による農地・農業用水等の基礎的な資源の喪失や、農業生産基盤の老朽化、野生鳥獣

データの構築と解析及びこれに基づいた品質及び収量の向上技術、ロボットの安全性確保策を評価する手法など、革新的な農業生産システムの基盤技術等を開発する。また、大規模化する土地利用型農業の輪作体系や中山間地における機械化一貫体系に対応した、低コスト、省力、高能率及び高耐久な機械・装置の開発、野菜・果樹等の園芸特産物の生産性向上及び高付加価値化並びに畜産・酪農の省力・安定生産に資する農業機械・装置・施設を開発する。特に、これまで開発を進めてきた土地利用型農業において、ほ場を自動走行するトラクターや畦畔法面で自走して草刈りができる除草ロボット等については現場実装を実現する。

加えて、農作業事故の調査・分析に基づき、安全性の高い農業機械の開発・改良及び省エネルギー化や再生可能エネルギー利用促進に資する技術・機械の開発並びにこれらの評価試験方法の開発を着実に推進する。

なお、研究開発の推進に当たっては、栽培体系など生産システムの最適化が図られるよう、栽培技術、品種改良等の研究と連動して機械開発を進める。また、これらの研究課題において、農研機構の研究勢力を結集することはもとより、ロボット分野、ICT等の異分野企業との連携、さらに、行政部局との連携、地域の研究機関・生産者・普及組織等における実証研究との連携を強化することで成果の速やかな実用化を図る。

(3) (略)

2 強い農業の実現と新産業の創出 (略)

3 農産物・食品の高付加価値化と安全・信頼の確保 (略)

4 環境問題の解決・地域資源の活用

<農業の持続化・安定化を図るとともに、地球規模の食料・環境問題に対処する研究開発>

(10) (略)

(11) 農村の多面的機能を最大限に発揮させ、生産基盤を効率的・省力的に整備・利用・管理する技術の開発

農業・農村では、農業就業者と集落人口の減少による農地・農業用水等の基礎的な資源の喪失や、農業生産基盤の老朽化、野生鳥獣

による被害の拡大等により、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念される。将来にわたり農業・農村の持続的な振興を図るため、農業・農村インフラの高度化、長寿命化及び強靱化や、効果的な鳥獣害対策を行う必要がある。東京電力福島第一原発事故による放射性物質汚染地域においては、環境中の放射性物質の動態を念頭に置いた除染及び移行抑制対策等の実施により、農業経営の早期再開が求められている。

このため、ロボット技術やICT等を活用し、省力的な水管理や営農等に対応した農地や農業水利システムの保全整備技術の開発、農業水利施設の低コスト長寿命化技術の開発、農村における防災・減災機能を強化するための技術の開発、農村に賦存するエネルギーの有効利用技術の開発を行う。耕作放棄地の増加等にも起因し重要な問題となっている鳥獣害に関しては、鳥獣種ごとの特性に応じた被害防止技術及び捕獲・駆除技術等を開発するとともに、行政部局、研究機関及び民間事業者等と連携して捕獲鳥獣の利活用に向けた技術開発を推進する。また、環境中における放射性物質の挙動把握等に関する調査研究を継続し、品目・土壌の条件に応じた除染・吸収抑制技術及び営農再開のための技術を開発する。

さらに、これらの研究成果は、行政機関等との連携により、農業農村整備事業等での活用や、土地改良事業計画設計基準の制定・改定、各種技術資料の策定、現地での技術指導等を通じて、速やかな普及を図る。

#### 【別添2】種苗管理業務の推進

(略)

用語解説 (略))

による被害の拡大等により、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念される。将来にわたり農業・農村の持続的な振興を図るため、農業・農村インフラの高度化、長寿命化及び強靱化や、効果的な鳥獣害対策を行う必要がある。東京電力福島第一原発事故による放射性物質汚染地域においては、環境中の放射性物質の動態を念頭に置いた除染及び移行抑制対策等の実施により、農業経営の早期再開が求められている。

このため、ロボット技術やICT等を活用し、省力的な水管理や営農等に対応した農地や農業水利システムの保全整備技術の開発、農業水利施設の低コスト長寿命化技術の開発、農村における防災・減災機能を強化するための技術の開発、農村に賦存するエネルギーの有効利用技術の開発を行う。耕作放棄地の増加等にも起因し重要な問題となっている鳥獣害に関しては、鳥獣種ごとの特性に応じた被害防止及び捕獲・駆除技術等を開発する。また、環境中における放射性物質の挙動把握等に関する調査研究を継続し、品目・土壌の条件に応じた除染・吸収抑制技術及び営農再開のための技術を開発する。

さらに、これらの研究成果は、行政機関等との連携により、農業農村整備事業等での活用や、土地改良事業計画設計基準の制定・改定、各種技術資料の策定、現地での技術指導等を通じて、速やかな普及を図る。

#### 【別添2】種苗管理業務の推進

(略)

用語解説 (略))